

省 令

〇総務省令第三十五号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十七日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二節 製造業者等による型式の確定(第四十六条一第四十六条の六)を「第二節 総務大臣による型式の指定(第四十六条一第四十六条の七)第四十六条の七」を「第二節 製造業者等による型式の確定(第四十六条一第四十六条の六の二)」に改める。

第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第五項中「告示」を「公示」に改める。
第四十六条の四に次の三項を加える。
2 前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。
一 別表第七号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の設備の見やすい箇所に付す方法
二 別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
3 前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。
4 何人も、第一項の規定により表示を付する場合は、一〇Hz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
第四十六条の五第三項及び第四項中「告示」を「公示」に改める。

第四十六条の六の次に次の一条を加える。
(公示)
第四十六条の六の二 第四十六条の五第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。
2 第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第五項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。
第四十六条の八第二項中「告示」を「公示」に改め、同条に次の三項を加える。
4 前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。
一 別表第十号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の見やすい箇所に付す方法
二 別表第十号による表示を前項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に電磁的方法によつて当該電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
5 前項第二号に規定する方法により第三項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。
6 何人も、第三項の規定により表示を付する場合は、一〇Hz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
第四十六条の九第一項及び第二項中「告示」を「公示」に改める。
第四十六条の十の次に次の一条を加える。
(公示)
第四十六条の十一 第四十六条の九第一項の公示は、官報で告示することによつて行う。
2 第四十六条の八第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。
別表第七号注2中「 α 」の次に「 β 」を加え、同表中注4を削り、注5を注4とする。

〇総務省令第三十六号

この省令は、公布の日から施行する。
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年四月十七日

総務大臣 山本 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令
無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第五十九条第一項第一号中「又は」を「を使用するもの又は定格電圧一〇〇ボルト若しくは二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ若しくは六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用し、かつ」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。
〇法務省令第二十号
不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二十七条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年四月十七日

法務大臣 金田 勝年
不動産登記規則の一部を改正する省令
不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十七条の三」を「第二十七条の六」に、「第六節 雑則(第二百四十二条一第二百四十六条)」を「第六節 法定相続情報(第二百四十二条一第二百四十六条)」に改める。
第七百四十八条」に改める。
第十八条に次の一号を加える。
第三十五条 法定相続情報一覧図つづり込み帳
第二章第三節中第二十七条の五の次に次の一条を加える。
(法定相続情報一覧図つづり込み帳)
第二十七条の六 法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むものとする。
第二十八条の二に次の一号を加える。
六 法定相続情報一覧図つづり込み帳 作成の年の翌年から五年間

第三十七条の二の次に次の一条を加える。
第三十七条の三 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しを提供をもって、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。
第六章 法定相続情報
(法定相続情報一覧図)
第二百四十七条 表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人(第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。)又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人とする表題部所有者若しくは所有権の登記所をとする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報(次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。)を記載した書面(以下「法定相続情報一覧図」という。)の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。
一 被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日
二 相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄
2 前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。
一 申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄
二 代理人(申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあつてはその親族若しくは戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十條の二第三項に掲げる者に限る。以下本条において同じ。)によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
三 利用目的
四 交付を求めらるる通数

五 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所有事項又は不動産番号

六 申出の年月日
七 送付の方法により法定相続情報一覧図の写しを交付及び第六項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨

3 前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一 法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）

二 被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時から戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書
三 被相続人の最後の住所を証する書面
四 第一項第二号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書

五 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面
六 申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

七 代理人によつて第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面
4 前項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。

5 登記官は、第三項第二号から第四号までに掲げる書面によつて法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。

6 登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、第三項第二号から第五号まで及び第四項の規定する書面を返却するものとする。
7 前各項の規定（第三項第一号から第五号まで及び第四項を除く。）は、第一項の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用する。
（法定相続情報一覧図の写しの送付の方法等）
第二百四十八条 法定相続情報一覧図の写しの交付及び前条第六項の規定による書面の返却は、申出人の申出により、送付の方法により行うことができる。

2 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。
3 前項の指定は、告示してしなければならない。

附則
この省令は、平成二十九年五月二十九日から施行する。
○厚生労働省令第五十九号
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項及び第四十四条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。
第二十六条中「限る。」を削る。
（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成十九年法律第二百五号」の下に「以下「平成十九年改正法」という。」を加え、附則に次の二条を加える。
（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第三条 平成十九年改正法附則第六条の規定により介護福祉士となる資格を有する者が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の規定に基づく登録をする場合における登録事項及び登録の申請については、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）次条において「新規」という。第二十四条の二及び第二十六条の規定並びに別記様式第六の様式にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 平成十九年改正法附則第六条の二第一項の規定により介護福祉士となる資格を有する者（介護福祉士試験に合格した者を除く。）については新規則第二十四条の二及び第二十六条の規定を適用する場合において、新規則第二十四条の二第三号中「介護福祉士試験に合格した」とあるのは「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百五号）附則第六條の二第一項に該当する」とあるのは「第十三条第一項」と「とあるのは「第十三条第一項」とを添えて」とあるのは「及び社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百五号）附則第六條の二第一項に該当することを証する書面を添えて」ととする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第四百十九号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第六号の(5)の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二十七号（超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十七日
総務大臣 山本 早苗

告示

別表第一号六デシベル低下点における通過帯域幅の項中「〇・二三kHz」を「〇・二〇kHz」に改める。
附則
（施行期日）
1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この告示の施行の際現に指定を受けている型式の超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダについては、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省告示第五十号
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二十一号（通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十七日
総務大臣 山本 早苗
別表第一号六デシベル低下点における通過帯域幅の項中「〇・二三kHz」を「〇・二〇kHz」に改める。

附則
（施行期日）
1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この告示の施行の際現に許可を受けている通信設備以外の高周波利用設備については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省告示第五十一号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第九号の(1)(4)及び(2)(4)並びに第十号の(7)の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第六十九号（一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置における高周波出力、電源端子における妨害波電圧及び利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十七日
総務大臣 山本 早苗